



販促の壺
ビジネス心理学

消費者の心理

消費者はモノを買う時、常に確かめようとしてします。これは本当に大丈夫なのだろうか？ 妥当な値段だろうか？ など不安を持って確かめています。たとえば、夏には店頭でスイカが並びますが、よくスイカをコンコンとたたいているのを見かけるはずですが、これも確かめのひとつ。素人がたたいて音でわかるはずがないのですが、皆コンコンしています。このように、消費者は確かめがっている、大丈夫だろうか？ と不安に思っているのです。

次に、消費者は不便を解消してくれるものにお金を払います。老眼鏡をかけて

いても新聞の字は見づらいものです。でも拡大鏡をを持つと手がふさがります。そこでメガネの上から簡単に装着できる拡大鏡が売れるのです。そしてもうひとつ、買わされたくはないのです。自分で選んで自分で決めれば満足度も上がり、納得してお金を払うのです。

以上のような心理を理解することが売上をあげることに繋がります。消費者の不便と不安を取り除く努力と、商品の価値を消費者に伝える努力が実って、価格分の価値が伝わった時、初めてモノが売れる。つまりお金が動くということですね。

NEW FACE



園田圭一郎 君

初めまして。この度有限会社C&A並びに高濱三喜夫税理士事務所にお世話になります園田圭一郎と申します。

今年で30歳を迎え、私自身やりがいのある新たなチャレンジの年となりました。前職は、オール電化商品を販売・施工・メンテナンスをしている企業の事務をしておりました。社員の皆様の苦労は人一倍存じ上げております。私の趣味は音楽、スポーツ観戦、特に昔からサッカーが大好きです。当事務所もサッカー好きな職員が多くいますので、サッカーの話題で盛り上がることもしばしばあります。

とても明るく雰囲気素晴らしい事務所なので、私も毎日楽しく過ごせております。この業界は未経験ですが、素晴らしい先輩方に囲まれていますので、皆様から御指導を頂き、一心精進し業務に取り組んで参りたいと思います。そして、早く皆様のお力になれるように様々なことを吸収し還元して参りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

川田のつぶやき



今年がオリンピックの年ですが、皆様はどのように観戦されているでしょうか？

全ての競技に言えることと思うが、その競技についてよく知り、戦術を考え、試合に勝つ！ 試合に勝つこと

だけが全てではないが、道のりは険しい。一部の限られた者しか経験が出来ない。…それでも、試合の大小はあれ、ドラマはある。レベルが違う競技でも感動を与える試合はたくさんある。その競技で練習中の苦しかった事を体験したことが試合で試される。練習して出来なかったことが、試合中に偶然にも出来

てしまうことが稀にある。しかし、これも練習の賜物！ 指導者になる者も、試合経験を何回も積んで試行錯誤して、確たる指導方針が定まり、指導していく。習う者も、歯を食いしばって苦しさ立ち向かい克服し、自分の道が開けていく。人生は、スポーツによく例えられるが、一番分り易いし、経験しているから…。現在の私は、スポーツはやっていません。でも、もうすぐ六か月が過ぎようとしてます…毎日1万歩越え！ 何のためにやる？ …なにかあるかも…？ わが人生に悔いなし！ この為にも努力しよう。



残暑お見舞い申し上げます

このたびの集中豪雨により被害を受けられた皆様方に謹んでお見舞い申し上げます。

5月、東北の仙台で開催された全国青年税理士連盟の理事会に参加しました。仙台空港の周りには、一年半近くたったいまも、震災後の津波の傷跡が残っており、空港近くの名取市の水田地帯は塩害により田植えもできない状態でした。南三陸町では、町全体がまったくなくなってしまっており、震災前の写真を見て、あまりの変わりように言葉もありませんでした。自然に対する人間の無力さを感じました

ガイアといわれる巨大な生命体である地球は生物と相互に関係し合いながら環境を作り上げており、その環境を私たち人間が壊してしまったため、最近の自然災害の巨大化が生じていると考えられます。巨大な生命体である地球は自ら再生をはじめたのです。私たちにできることは緊急避難防災の準備を怠らないようにすることしかできないのかもしれない。

税理士 高濱 三喜夫

ビジネスの種

私たちの日常生活の中にもたくさんのビジネスのヒントが存在します。「こんなあったらいいなあ」という発想がビッグビジネスになることもあります。柔軟なアンテナを自然に立てられたらチャンスがあるかもです。

- ・せっかくなら美容ツボ押しのヘアバンド
- ・マイボトルに入れられる自動販売機 (分別ゴミ出し面倒…)
- ・今一番視聴率の高い番組を選べるリモコン (おもしろい番組ないかなーって探し)



税のあれこれ 税制改革

平成24年6月26日衆議院本会議において、「社会保障と税の一体改革法案」が民主党他の賛成多数で可決されました。この法案の最重要事項は消費税率のアップですが、これ以外にも、相続税について基礎控除額の引下げや最高税率の引上げ等も一緒に可決されています。また「一体改革法案」以外にも様々な税制改正が行われていますので、以下に主な税制改正項目を紹介します。

主な平成24年度税制改正項目

(1) 所得税

- ・ 給与所得控除の見直し
給与収入が1,500万円以上の個人については、給与所得控除額を**最高245万円**とすることとなりました。
- ・ 退職所得の見直し
勤続年数が5年以下の役員の退職金については、以下のようになりました。

(退職手当金等の収入金額－退職所得控除額)

※通常の退職所得金額の計算 (退職手当金等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2

- ・ 特定支出控除の見直し
特定支出の計算で使用する給与所得控除額を本来の給与所得控除額の1/2(125万円限度)としたほか、特定支出の範囲が拡充されました。

(2) 法人税

- ・ 環境投資促進税制
平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、新エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得等し、その取得等の日から1年以内に事業の用に供したときは取得価額の**30%を特別償却**することができる制度です。(青色申告者に限る。尚、青色中小法人については、**7%の税額控除**との選択適用となります)
また、対象設備のうち、太陽光発電設備等で平成24年5月29日～平成25年3月31日までの間に取得等した資産については、一定の要件に該当した場合には、取得価額の**全額を償却**することができます。
- ・ 少額減価償却資産(取得価額30万円以下の減価償却資産)の即時償却が平成26年3月31日まで**2年延長**となりました。
- ・ 中小企業投資促進税制(30%の特別償却・7%の税額控除)が平成26年3月31日まで**2年延長**となりました。

(3) 贈与税

- ・ 住宅取得等資金贈与の非課税延長・拡充
直系尊属から年齢20歳以上の個人が、**住宅を取得するための**資金の贈与を受けた場合には、以下の金額までは贈与税が非課税となります。

住宅の範囲	平成24年	平成25年	平成26年
耐震住宅・エコ住宅である場合	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般住宅である場合	1,000万円	700万円	500万円

「社会保障と税の一体改革」

(1) 消費税

- ・ 税率
平成26年4月1日から消費税の税率を8%(地方消費税率込)に引きあげ、平成27年10月1日より消費税率を10%(地方消費税率込)に上げるとされています。

(2) 相続税

- 基礎控除額及び税率の引上げについては、**平成24年度中に必要な措置を講ずる**として、具体的な金額等については、引き続き審議されることとなりました。

(3) 所得税

- 課税所得金額5,000万円以上の税率を45%に引上げ**、平成25年度の税制改正において実施するとされています。

以上の他にも税制改正で様々な改正が行われているので、ご質問等があれば弊社に連絡頂ければ幸いです。

経営活性化セミナー開催



去る4月11日、6月13日に(株)事業パートナーの松本光輝氏をお迎えして、経営活性化セミナーを開催しました。松本先生とは東京で開催された松本先生のセミナーに私が参加したのがご縁の始まりでした。松本先生は企業の事業再生を専門にされている方で、自身も飲食業を40年に渡り経営され、バブル崩壊時に25億の個人負債を抱えていましたが、3年半で解消したという経歴の持ち主です。そこでの経験を活かして現在は中小企業経営者の最高の相談者となるべく活動を続けていらっしゃいます。

松本先生のセミナーは非常に緊張感があり、レジュメ以外の事も多く話され経営者にとって参考になるような気付きが得られる内容になっていますので、3時間のセミナーがあつという間に過ぎてしまいます。参加されたお客様からも「久しぶりに良いセミナーに参加させてもらいました」「ズキッとする内容でした」「あつという間に時間が過ぎました。こんなセミナーなら何時間でも聞きたいです」などなど大変好評をいただいております。

この経営活性化セミナーは偶数月に開催しており、今後も継続していく予定です。また、このセミナーでは松本先生の個別相談も実施しておりますので、是非利用してください。

現在の中小企業の経営状態は非常に厳しいものがあります。その中で私達はおお客様の企業存続の為に何か支援できることがないかと考えていたときに松本先生のセミナーに出会い、今回のセミナーに繋がっています。このセミナーを通してお客様の企業経営に何かヒントが得られ行動することのきっかけになれば幸いです。私達も全力でサポートしてまいります。



建設業経理事務士 講習会

平成24年6月12日より毎週火曜日夕方6時から夜の9時まで、城西地域コミュニティセンター(空いてない場合は当事務所)において、建設業経理事務士の講習会を、河津造園(株)の社長直々の連絡により社員様4名をむかえ、9月9日(日)の受験日に向けて、ビシビシとやっております。

今回の受験は2級で、全員合格を目標に行っております。

私たちが受験して、かれこれ10年経っており、商法改正、税法改正に伴い減価償却の計算方法が変わっていたり、資本金等の取り扱いが変わっていたりと、こちらも勉強をしながらの講習会です。

時間が足りないのが、宿題がたくさん出されますが、忙しい中、みなさん頑張っておられます。なので、全員合格となり、社長が大喜びされることを期待しながら、チームタカハマが一丸となって、バックアップしております。次回の絆では全員合格のご報告が出来るかと思っております。